法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第９期（平成27年５月１日～平成28年４月30日）

① 会社の新株予約権等に関する事項
② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
③ 会計監査人の状況
④ 連結株主資本等変動計算書
⑤ 株主資本等変動計算書
⑥ 連結注記表
⑦ 個別注記表

株式会社　ｇ　ｕ　ｍ　ｉ

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（http://ir.gu3.co.jp/meeting/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

１．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年４月30日現在）

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	平成23年10月31日	平成24年4月26日	平成25年8月26日
新株予約権の数	90個	160個	225個
目的となる株式の種類及び数	普通株式45,000株	普通株式80,000株	普通株式112,500株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
行使時1株当たりの払込金額	100円	600円	600円
権利行使期間	自平成25年11月２日 至平成33年７月21日	自平成24年４月28日 至平成34年３月15日	自平成25年８月28日 至平成35年４月30日
行使条件	（注）2	（注）2	（注）2
役員の保有状況（注）1	取締役1名	取締役1名	取締役1名

	第11回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	平成26年2月19日	平成26年9月5日
新株予約権の数	225個	120個
目的となる株式の種類及び数	普通株式112,500株	普通株式60,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
行使時1株当たりの払込金額	714円	1,362円
権利行使期間	自平成26年２月21日 至平成35年11月20日	自平成26年９月７日 至平成36年５月27日
行使条件	（注）2	（注）2
役員の保有状況（注）1	取締役1名	取締役2名 （各60個）

（注）１.社外役員分は含まれておりません。

２.新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社

の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権者は、当社の株式が東京証券取引所に上場後、６ヶ月を経過した後、行使することができる。また、権利行使期間にかかわらず、第９回については平成27年８月28日、第11回については平成28年２月21日、第13回については平成28年９月７日を経過した後、段階的に行使することができる。

⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人、子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

２．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

(2) 毎月１回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

(3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。

(4) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

(5) 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

(6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

(7) 反社会的勢力･団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

(8) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

（運用状況の概要）

① 当社は、法令やルールを厳格に遵守し、誠実且つ公平な企業活動を遂行するとともに、経営の健全性を確保することを目的として「法令遵守に関する行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定しています。

② 全役職員を対象にコンプライアンス研修（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、内部通報制度、インサイダー取引、知的財産権）を開催しています。

③ 当社グループ企業の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る必要な評価範囲を決定し、その評価を実施しています。

④ 当社は、内部監査部門によるモニタリングを通じて、法令義務違反が発

生した場合又は発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図ることとしています。

⑤ 当社は、社外監査役及び顧問弁護士を構成員とする内部通報窓口を設置し、法令違反についての早期発見とその是正が行われる体制を整備しています。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

(2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

（運用状況の概要）

取締役会議事録や重要な会議、稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書又は電子的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

(2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

（運用状況の概要）

① 当社は、「リスク管理規程」に従って、当社の事業の継続性に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っています。

② 当社は、「災害・危機管理対策ガイドライン」その他マニュアル等を制定し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えています。

③ 当社は、リスクマネジメント委員会を原則として毎月開催し、当社グループ内で発生しうるリスクについて分析やリスク発生の事前防止策や発生時の対処方法について協議しています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、代表取締役２名体制による適切な役割分担と相互牽制により迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

(2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。

(3) 取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「社外役員協議会」を設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの他、重要な事項の検討は、「社外役員協議会」の適切な関与・助言を得て行う。

(4) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

(5) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

（運用状況の概要）

① 原則として月に１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する事項の決議を行っています。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織・業務分掌・職務分掌・職務権限」の各規程に定め、業務の組織

的且つ能率的な運営を図っています。

② 当社は、社外取締役及び社外監査役から構成される「社外役員協議会」を３ヶ月ごとに定期開催しています。なお、取締役会の諮問がある場合は適宜開催しています。

５．当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。

(2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

(3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。

(4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。

(5) 当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育・研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

（運用状況の概要）

① 当社グループ経営の適正且つ効率的な運営を目的に、各子会社において法令遵守に関する行動指針や、コンプライアンスに関する事項を規程又は就業規則に定めているほか、子会社での決裁事項についても必要に応じて当社への報告を求めるなど、子会社の適切な管理・指導を行っています。また、子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けています。

② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることの周知徹底を図っています。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力に関する情報共有や研修を通じて反社会的勢力排除に向けた意識の醸成に努めています。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

(2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

（運用状況の概要）

① 当社は内部監査部門の１名を監査役の職務を補助すべき使用人に任命し、当該監査業務の補助に当たらせています。

② 監査役の職務を補助すべき使用人が監査役から命令を受けた場合は、取締役の指揮・命令を受けない体制を確立しています。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

② 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
・業績及び業績見通しの内容
・内部監査の内容及び結果
・内部通報制度に基づく情報提供の状況
・行政処分の内容
・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査役に直接報告をすることができる。

① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

② 重大な法令又は定款違反事実

(4) 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(運用状況の概要)

当社は、取締役会及び重要な会議（常勤役員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、社外役員協議会）の構成員に常勤監査役を指名し、常勤監査役が取締役及び全役職員から報告を受けることができる体制を整備しています。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、会計監査人、監査室、リスクマネジメント委員会等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(3) 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(運用状況の概要)

① 当社は、監査役会及び監査役がコンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用することを認めています。

② 当社は、会社法第388条に従って監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担するものとしています。

３．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、gumi Asia Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

３．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当社の会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、または当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年１月１日から同年３月31日まで３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

連結株主資本等変動計算書

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成27年5月1日残高	8,840,544	8,830,544	△1,107,678	16,563,410
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	108,350	108,350		216,700
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,299,256	△3,299,256
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△935,361		△935,361
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	108,350	△827,011	△3,299,256	△4,017,918
平成28年4月30日残高	8,948,894	8,003,532	△4,406,934	12,545,492

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成27年5月1日残高	4,303	137,009	141,312	96,917	16,801,640
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					216,700
親会社株主に帰属する当期純損失					△3,299,256
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△935,361
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△30,069	△141,107	△171,176	△96,917	△268,094
連結会計年度中の変動額合計	△30,069	△141,107	△171,176	△96,917	△4,286,012
平成28年4月30日残高	△25,766	△4,098	△29,864	－	12,515,627

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年５月１日から
平成28年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
平成27年５月１日残高	8,840,544	8,830,544	8,830,544	△1,438,723	△1,438,723	16,232,365
事業年度中の変動額						
新株の発行	108,350	108,350	108,350			216,700
当期純損失				△3,622,264	△3,622,264	△3,622,264
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	108,350	108,350	108,350	△3,622,264	△3,622,264	△3,405,564
平成28年４月30日残高	8,948,894	8,938,894	8,938,894	△5,060,988	△5,060,988	12,826,800

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年５月１日残高	3,035	3,035	16,235,400
事業年度中の変動額			
新株の発行			216,700
当期純損失			△3,622,264
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△28,875	△28,875	△28,875
事業年度中の変動額合計	△28,875	△28,875	△3,434,440
平成28年４月30日残高	△25,840	△25,840	12,800,960

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．　連結の範囲に関する事項

(1)　連結子会社の数　19社

主要な連結子会社の名称　株式会社gumi West
株式会社Fenris
株式会社エイリム
Primus,Inc.
gumi Asia Pte.Ltd.
gumi America,Inc.
gumi Europe SAS
谷米信息技術(上海)有限公司
台灣谷米數位科技有限公司
gumi Canada,Inc.
gumi Sweden AB
gumi Germany GmbH
gumi Hong Kong Ltd.
香港谷米有限公司
株式会社veacon
株式会社gumi ventures
Tokyo VR Startups株式会社

（注）平成28年３月11日及び４月20日開催の取締役会において、以下の海外子会社の事業撤退及び事業縮小を決議しております。
（事業撤退）
gumi Canada,Inc.（カナダ）、gumi Germany GmbH（ドイツ）、gumi Sweden AB（スウェーデン）、gumi Hong Kong Ltd.（香港）
（事業縮小）
gumi America,Inc.（アメリカ）、谷米信息技術（上海）有限公司（中国）

２．　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数　　１社

持分法適用会社の名称　　株式会社Fuji&gumi Games

なお、持分法適用会社の株式会社Fuji&gumi Gamesの決算日は３月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。

３．　連結の範囲または持分法適用の範囲の変更に関する事項

Primus,Inc.、Tokyo VR Startups株式会社は新規設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

４．　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、谷米信息技術(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

５．　会計方針に関する事項

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　……　移動平均法による原価法

②　その他有価証券　時価のあるもの　……　期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　……　移動平均法による原価法

(2)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）……　定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～15年

工具、器具及び備品　４～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）……　定額法

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実積率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費 …… 支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

…… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれん償却方法及び償却期間

…… のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生時に全額償却しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 …… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」 という。）及び「事業分離等に関する会計基

準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が935,361千円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、１株当たり情報に与える影響も軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．　有形固定資産の減価償却累計額　　317,526千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　29,796,500株

２．　剰余金の配当に関する事項

(1)　配当金支払額

該当事項はありません。

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

３．　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

金融商品関係に関する注記

１．　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は１年以内の支払期日であります。

借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3)　金融商品に係るリスク管理

①　信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．　金融商品の時価等に関する事項

平成28年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	11,563,440	11,563,440	－
(2)売掛金	2,085,583		
貸倒引当金(※1)	△28,124		
	2,057,459	2,057,459	－
(3)投資有価証券	1,085,332	1,085,332	－
資産計	14,706,231	14,706,231	－
(4)短期借入金	1,500,000	1,500,000	－
(5)未払金	1,701,883	1,701,883	－
(6)長期借入金(一年内返済予定を含む)	1,750,000	1,750,000	－
負債計	4,951,883	4,951,883	－

(※1)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) １．金融商品の時価の算定に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金並びに(4)短期借入金(5)未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	983,764

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（３）投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,562,509	－	－	－
売掛金	2,085,583	－	－	－
計	13,648,093	－	－	－

４．短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内
短期借入金	1,500,000	－	－	－
長期借入金	1,000,000	750,000	－	－
計	2,500,000	750,000	－	－

１株当たり情報に関する注記

１．　１株当たり純資産額　　420円04銭

２．　１株当たり当期純損失　　△111円56銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　……　移動平均法による原価法

②　その他有価証券　時価のあるもの　……　期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　……　移動平均法による原価法

２．　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　……　定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～15年
工具、器具及び備品	４～10年

無形固定資産（リース資産を除く）　……　定額法

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．　引当金の計上基準

貸倒引当金　……　債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実積率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　……　従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4．　繰延資産の処理方法

株式交付費　……　支出時に全額費用処理しております。

5．　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

……　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6．　その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　……　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．　有形固定資産の減価償却累計額　123,661千円

2．　区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	690,398千円
関係会社に対する長期金銭債権	75,272千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,310,299千円

損益計算書に関する注記

１．　関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高	435,489千円
仕入高	7,679,042千円
販売費及び一般管理費	1,396,725千円
②営業取引以外の取引高	420,279千円

税効果会計に関する注記

１．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払金	2,079千円
賞与引当金	21,259千円
減価償却超過額	1,002,827千円
資産除去債務	15,842千円
投資有価証券評価損	53,878千円
特別損失否認	189,899千円
繰越欠損金	630,571千円
繰延税金資産小計	1,916,358千円
評価性引当額	△1,585,175千円
繰延税金資産計	331,183千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	2,303千円
資産除去債務に対応する除去費用	9,115千円
その他有価証券評価差額金	1,852千円
繰延税金負債計	13,271千円
繰延税金資産の純額	317,911千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年５月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3％から平成28年５月１日に開始する事業年度及び平成29年５月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成30年５月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更による繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額への影響額は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

１．　子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)
子会社	gumi Asia Pte.Ltd.	シンガポール共和国シンガポール市	2,000千 シンガポールドル	モバイルオンラインゲームの開発・運営	(所有) 直接100.0%
子会社	gumi Canada, Inc.	カナダ　ブリティッシュコロンビア州	300千 カナダドル	モバイルオンラインゲームの開発・運営	(所有) 直接100.0%
関連会社	株式会社Fuji& gumi Games	東京都新宿区	240,000千円	モバイルオンラインゲームの開発・運営	(所有) 直接20.8%

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	gumi Asia Pte.Ltd.	ゲーム開発・運営の委託等役員の兼任（１名）	ゲーム開発・運営の委託等（注２）	990,377	買掛金	85,216
			資金の貸付（注３）	239,980	短期貸付金	219,500
			資金の回収（注３）	477,620		
			利息の受取（注３）	4,875	未収収益	1,582
子会社	gumi Canada, Inc.	ゲーム開発・運営の委託等役員の兼任（１名）	資金の貸付（注３）	―	短期貸付金	58,417
			利息の受取（注３）	786	未収収益	644
			ゲーム開発・運営の委託等（注２）	311,859	買掛金	26,574
関連会社	株式会社Fuji& gumi Games	ゲームの共同配信等役員の兼任（１名）	事業譲渡（注４）	332,510	―	―
			ゲーム開発の受託等（注２）	435,489	―	―
			経営指導料の受取（注５）	9,600	未収入金	864
			広告費負担（注２）	564,454	未収入金	280,982
			ゲーム開発・運営の委託等（注２）	1,621,519	買掛金	244,971

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．一般的な市場価格等を勘案し、取引価格を決定しております。
3．貸付金の金利につきましては、市場金利等を勘案して決定しております。
4．事業譲渡につきましては、当社が開発中のネイティブアプリを譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
5．経営指導料につきましては、業務内容を勘案して決定しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	川本　寛之	（被所有）直接0.563	当社代表取締役副社長	ストック・オプションの権利行使	12,000	—	—
役員	三川　剛	（被所有）直接0.032	当社取締役	ストック・オプションの権利行使	12,000	—	—
役員	今泉　潤	（被所有）直接0.427	当社執行役員	ストック・オプションの権利行使	12,000	—	—
役員	佐々木　智之	（被所有）直接0.218	当社執行役員	ストック・オプションの権利行使	12,000	—	—

(注) 1．ストック・オプションの権利行使は、権利付与時の契約によっております。

1株当たり情報に関する注記

1．　1株当たり純資産額　429円61銭

2．　1株当たり当期純損失　△122円48銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。